

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成30年6月18日（月）午後2時30分～午後4時30分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 野口佳子（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
裁判官 小坂茂之（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
裁判官 須藤晴菜（東京地方裁判所立川支部刑事部判事補）
検察官 河原誉子（東京地方検察庁立川支部公判担当副部長）
検察官 田原浩子（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
検察官 辻保彦（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
弁護士 芝崎勇介（東京弁護士会所属）
弁護士 伊藤荘二郎（東京弁護士会所属）
弁護士 森脇崇（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者6名は、着席順に「1番、2番、3番、4番、5番、6番」とそれぞれ表記した。

4 議事概要

司会者

皆様、今日はお集まりいただきましてありがとうございます。時間となりましたので、これから平成30年6月の裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は司会を務めさせていただきます刑事第2部の裁判官の野口でございます。よろしく願いいたします。この4月に立川支部に異動してまいりました。そういったわけで、皆様が担当していただいた事件については私は全く関与しておらず、昨年度の事件については知らないことばかりですが、是非皆様にいろいろな意見を伺って教えていただきながらお話を進めていければなと思っております。どうぞ忌憚のない御意見をいただきますよう、改めてよろしくお願いいたします。

裁判員裁判が始まって、この5月で10年目を迎えることになりました。10年間、私も始まったときからずっと裁判員裁判に携わらせていただいていたんですけれども、日々考えさせられ、努力が足りないのではないかと反省させられる、そのような日々でございました。皆様御経験者の方々からは、全国的なアンケートの中ではお褒めの言葉をいただいて、やってよかったという経験を語ってくださる方が多いということはおうれしいことではございますけれども、それに甘んじていると、そういう意見がどんどん減ってくるんじゃないかと、次から次へといろいろ考えるべき問題はあると思っておりますので、今日は本当に忌憚のない御意見をいただければいいなと思っております。

今日の主眼というかメインテーマといたしましては、やはり分かりやすい裁判に本当になっているのか、皆さんが納得して意見を述べて、そして結論に至っているのか、その前提となるべき審理が的確になされているのかということについて御意見を多く伺っていければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。皆様のお名前は伺いませんが、皆様がどのような事件に携わられたのかということをお紹介しながら、まず裁判員になってみてどうだったか、全体的に裁判というものの、特に手続面ですね、裁判の流れというものが分かったのか、分からなかったのか、こういう点に疑問があったなどということについて、全体的な御意見を簡単に伺いながら、皆様それぞれ、お集まりいただいた方々の自己紹介に代えさせていただきたいと思っております。

それでは、私の方で資料を見せていただいて、こんな事件だったのかなというところを理解した形で御紹介させていただきたいと思っております。1番の方は殺人事件を御担当されたと伺っております。どのような事件だったかといいますと、妻子ある被告人が被害者であるシングルマザーの不倫相手をその被害者宅において殺意を持って電気コードで首を絞めて殺害したというもの

でした。被告人が被害者を殺害することについて同意があったという主張をしておりましたので、被害者が殺害されることに同意をしていたのか、また、同意がなかったとしても被告人は被害者が同意していたと思い込んでいたのではないかという点が争点となりました。判決は殺人を認めた事案と伺っておりますが、よろしかったですか。自首というものについての成否も問題となっていたようですけれども、法的な問題があり、罪が成立するかどうかというところも大きな問題があったようですが、いかがでしたでしょうか。

1 番

今日は久しぶりに辻検察官にお会いできまして、そのときの状況がつぶさに思い出されたんですけども。具体的な話の前にですね、一つちょっと違和感を冒頭感じたことがありました。一つは、この裁判員をやってみてですね、ものすごく私自身はすばらしい経験をしたというふうに思ってます。今どうして一般の方がなかなか参加しないのか、どこかで本当のコミュニケーションが途切れているんじゃないかなというふうに思ってます。それはまた後ほど話をさせていただきますけども、一つだけ冒頭に申し上げたいのは、今回もそうなんです、名前がないんですよ、私たち。これは多分いろんな個人情報の問題か、いろんな法律上の問題があるのかもしれないんですが、私も生まれて初めて、名前がない状態でいろんな議論に関わったというのは初めてなんです。そうすると、どんな気分になるかというところで、表現が難しいんですが、戸籍がないとか、難民が不法入国してるとか、そんなような精神的に感じを持ってしまいました、正直なところ。とにかくずっと名前を呼ばれない。だからその辺はいろんな法律的な制約があるのかもしれないし、開示できないいろんなことがあるのかもしれないんですが。でも、例えば、上場会社の代表なんかになると、毎年、大手の新聞社が名前を開示していいですかと、毎年毎年確認に来るんですね、文書で。何かやり方というのはあって、やっぱり、せめて裁判員は名前を呼び合えるような、場所を

限定してですね、形にさせていただいたら、もっと親密感といいますか、気持ちの部分でそういうのが出てくるんじゃないかなというのは終始感じていました。冒頭ではそれ1点です。

司会者

ちょっとだけ伺いしておきたいのは、対世間について名前がないという趣旨も含むのか、それとも、評議であるとか法廷で、法廷だと対世間ということになってしまいますけれども、裁判員の中で呼び合う名前がないという趣旨なのか、両方含むのか、そこはいかがですか。

1 番

対世間というのはなくて当然だと思います。あくまでも評議だとかそういう場所での話です。

司会者

ずっと番号で評議をなさいましたか。

1 番

そうです。最初から最後まで全部番号ですね。今日もそうですけど。これはやっぱり何か落ち着かないですね。本当に自分のアイデンティティが否定されたような、そういう気持ちになりますね。

司会者

分かりました。その話は後で何うことにして、まず皆さん方から全体にいろんな意見をいただきたいと思います。それでは、2番の方の御紹介をさせていただきます。2番の方は、強制わいせつ致傷等の事件と伺っております。40代の被告人が二つ事件を起こしており、一つは、早朝の路上で通行人の女性に対して手で首を絞めるなどの暴行や脅迫を加えて陰部を触るなどのわいせつ行為をして、そのときに3週間のけがを負わせたという事件、更に別の機会に別の女性の住居に鍵のかかっていない玄関から侵入して、その女性の首を絞めるなどの暴行、脅迫を加えてわいせつ行為をしようとしたけれど

も、女性が部屋の外に逃げたことからその目的を果たせず、被告人の暴行により全治1週間の傷害を負ったという二つの事件でした。被告人は犯罪自体、犯行を行ったことを認めていたので、量刑が争点だったと伺っておりますが、間違いはないですか。何か感想がございましたらよろしくお願ひいたします。

2番

すいません。今日が6月中旬で、昨年夏頃にここに来たということで、ほぼ1年弱あってですね、ああ、そうだったという、これを見て思い出しました。これから少しずつ思い出したことで、少しでも力になればと思います。

司会者

よろしくお願ひいたします。それでは、3番の方の御紹介をさせていただきます。3番の方は強盗致傷等の事件と伺っております。たくさんの窃盗前科のあった被告人が、二つ事件を起こしております、一つはコンビニでたばこを万引きして、止めてあった車で逃走しようとした際に店員に取り押さえられそうになって、ハンドルに手を掛けていた店員、女性だったようですが、を車で引きずって全治約1週間の傷害を負わせたという事件、更に、その数日前にも同じコンビニでたばこを万引きしていた事案でございました。本件については、被害者の店員さんがハンドルに手を掛けていたのかどうかということが一つの争点となっていたようです。もう一つは量刑ということでした。暴行の態様が違うということなのか、暴行の意図がなかったということなのか、その辺は私ちょっと分からなかったのですが、どんな形で問題になったのかなという点も含め、もし御紹介いただければお願ひしたいと思います。3番の方、お願ひします。

3番

今あったように、ちょっと窃盗累犯というか、何度も繰り返してきた犯罪ということで、私ら一般的な感覚のですね、法律ではちょっと考えられない感情論のような、そういったものがやはりこの裁判員制度が採用された趣旨

の中にあってもいいのかなという気がして、そういう思いで評議に参加して
ましたけど、やはりその辺り、動機付けとかハンドルを握ってたかとか、そ
ういうことではなくて、やはり被害者の命を落とすような行為がビデオカメ
ラでもう鮮明に出てたんですよね。だからそういった、何というんですかね、
動機付けの証拠固めみたいな論調で攻めていくというよりも、ビジュアルの
部分で犯行の現実を見てる。そこら辺がもうちょっと法律上で解釈できない
ものかなと、ちょっといらだちは感じましたね。もうちょっとはっきりと、
これは犯罪でしょうというようなことがどうして立証できないのかなと。そ
のためのももちろん証拠固めなんでしょうけど、そのときの気持ちはとか、ハ
ンドルを取ったのか取らないのかとか、そういうところにこだわり過ぎて
る部分もちょっと何かいらいらした記憶があるので、証拠を固めるというプロ
セスも一つではあるんでしょうけど、我々一般人の感覚で言うと、ちょっと
法律ばかり論じ合ってるというか、そういう気がちょっとしましたね。

司会者

判決を見せていただいたんですけれども、冒頭陳述や論告で争点となっ
ていたところについて、もうビデオや被害者の供述から見れば明らかでしょう
というような内容でした。それを前提にすると、感覚としては、ビデオを見
れば明らかなのになぜそんな主張をするんだろうかというところが疑問だっ
たという、そういうことですか。

3番

はい、そうです。

司会者

その点は後で弁護士にも聞いてみましょう。一つ問題提起をしていただき
ました。4番、5番の方は同じ事件を担当していただいたと伺っております。
手術を受けて退院した被告人が、その入院中からトラブルを起こしていて、
謝罪を受けるなどしていたけれども納得をせず、入院中の対応に不満を抱い

て、入院していた病院の通路にガソリンをまいて、火をつけた発煙筒を投げ入れるなどして放火したという放火の事案でございました。ただ、結果としてはスプリンクラーが作動するなどしたため未遂に終わったということでした。被告人は、建物を燃やすつもりまではなかったと主張していきまして、また、弁護人は被告人に善悪の判断能力と行動のコントロール能力がなかったのではないかという点を争点としたようでございます。ただ、判決では被告人に放火をしよう、建物を燃やそうとしたという意図があるということを認め、善悪を判断する能力も行動をコントロールする能力も両方とも備わっていたという認定をした事案であったと伺っております。よろしかったでしょうか。それでは、4番の方、よろしく申し上げます。

4番

今、御説明いただいたようなことだったんですけども、今回、足掛け6週間ほどにわたりまして非常に長い期間携わりまして、その間に証人の方からお話を聞く機会ですとか、私の疑問を法廷で質問したり、評議の中で裁判官の方に質問したりという機会が多かったものですから、理解という意味では深まっていったかなというふうに思います。この件は、放火であるか否かですとか、被告人の責任能力をどう考えるかとか、かなり難しいこともありましたけども、私なりには理解を進める中で対応できたかなというふうに考えております。責任能力の話はまた後でちょっとしたいかなとは思っております。加えまして、先ほど1番の方からありました点なんですけど、実は我々の評議では、評議の中では、期間が長くなるので名字だけは交換しましょうかということで、裁判長の取り計らいがあって、名字で呼び合うというようなことを経験しておりまして、事例として出させていただきます。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方、申し上げます。

5番

よろしく申し上げます。今おっしゃったように、名前呼び合ったということもあり、あと裁判に6週間ぐらい、1か月半ぐらい一緒だったということもあったので、私はですね、今回はすごく長い裁判だったからか、通常そうなのかは分からないですけど、やっぱり女性で勤めてなくて主婦の方の参加が半数ぐらい、私はちょっと仕事してるんですけど、いらっしゃったんですね。その方たちと比較的意見を交わしたりとか、要は終わってからの話をするような機会もありまして、現在でもその交流は一応ある、仲良しというほどではないんですけど、連絡を取り合うようなこともあって、振り返るようなこともあるんですね。終わってからそれほど期間が経ってないということもあると思います。その中で感じた、意見を交換できたなということもすごく、同じ女性であっても、一般の感覚をとということでもよく裁判長の方がおっしゃってて、ああ、なるほどなと思うんですけど、その一般の感覚の中でも、やはり当たり前ですけど、その職業とか立場によって差はあるんだなというようなことを今回の経験の中ですごく感じることができました。この被告人に関しましては、私たちの裁判は運よく、けが人ですとかそういったものがなかったというようなこともあったので、そういったちょっと重さの中では、まだそういったこともできたのかなというふうにも思うので、もしかしたら誰かが亡くなってたとか、大きなけがを負ってたということだと、また違ってたのかもしれないんですけど、そういった意味で。ちょっとですね、実を言うと、参加するまでは裁判所に対してあまりいい印象を持ってなかったんですけど、よく言えば今回のですごくいいな、いいなというか、裁判所もいろいろなことについて意見を聞いたり一般の感覚を取り入れたりとか、公平になるべくいい判決をしようと考えてるんだなということを感じる機会になりました。

司会者

ありがとうございました。せつくなので、裁判所にいい印象がなかった

というのは、どんな印象でしたか。

5 番

忌憚ない意見をということだったんで、あえて言わせてもらおうと、世の中には大岡越前はいないんだというふうに思ってたんですね。ここ何年か。何というのかな、裁判所は結局、弱い人の味方でも何でもなく、真面目に働いてる人でも、真面目に生きてる人の、そういう味方ではないんだって思ってたんです。だから、すごくいい印象を持ってなかった。だけど、せっかくこういった機会があるので、今回は刑事裁判ということもあるし、ちょっと、どういうふうに、実際の裁判をされてる方というのはと思ったところもあって参加したんですけれど、すごく今回の裁判を経て、小坂さんもそうなんですけど、裁判官の方の優しさというか、温かさというか、人間的なことを感じる事ができたんで、私の中ではすごく参加してよかったなと思ってます。すいません、長くなりました。

司会者

よかったです。ありがとうございます。それでは、6 番の方の御紹介をさせていただきます。6 番の方は強盗致傷の事案でした。一つは路上強盗をして被害者から現金や保険証等入りの財布を奪って、その際に加療約 3 週間の傷害を負わせ、更にそれで奪い取った保険証等を利用して、市役所に行って自分で被害者の名前の住民票をだまし取り、黙って交付を受けて、更にそれを利用して金融機関から被害者の名義のキャッシングカードをだまし取ったと。更にそのキャッシングカードを使って A T M から 2 0 万円を引き出した。それにとどまらず、それとは別の事件として覚せい剤を使用し、更に麻薬も持っていたという、かなりいろんなことをした事案でありました。犯罪事実が多岐にわたっていて大変だったのかなというところもありますが、一番の問題点は路上強盗について、そもそもお財布を奪うつもりで暴行を加えたわけではないんだということで、傷害と窃盗を弁護人が主張していた事案と伺

っております。いろいろ多岐にわたって大変だったのかなと思いますが、いかがでしたでしょうか。

6 番

そうですね。いろいろな事件で、でも思ってたほどじゃなくて、分かりやすく進めていただけて、ありがたかったです。そして、貴重な体験をすることができて、私はよかったですと思います。そしてまた、今日もこちらの場に参加できたことにとっても感謝しております。よろしく願いいたします。

司会者

お褒めいただいてうれしいんですけど、厳しい御意見もよろしく願いいたします。それでは、手続が分かりやすかったのかという点や、内容、当事者の主張が分かりやすかったのかということについて御意見を伺おうかなと思うんですけども、先ほど3番の方から、争点としてそもそも取り上げるにしても、結論が明らかと思われるようなものも含まれているのではないかと感じたという御意見もありました。御存じのとおり、我々裁判官、検察官、弁護人は公判前整理ということで、どのような点を論点にするのか、どのような点を中心に証拠調べをしていけばいいかという話を重ねて、その結果、公判に至っております。にもかかわらず、3番の方のような御意見が出てしまうということは、それはとりもなおさず裁判所の方で争点をもっと詰めるべきだったのではないかという反省をしなければいけないということになりますので、皆様が担当された事件において、こういう点について問題になるんじゃないかといったところが本当に的確に争点となっていたのか、被告人、検察官の主張というものは分かりやすく納得できるものであったのかどうかという点について少し御意見を伺えればと思います。6番の方、どうでしたか。暴行を加える点について、奪おうとして暴行を加えたのか、そうではないのかという点が問題になっていましたが、それを議論するに際しての争点の設定の仕方や当事者の主張というものは分かりやすかったでしょ

うか。

6 番

とても分かりやすかったように思います。終わってからまだ数か月なので結構覚えてることが多いので。自分としては結構ドラマとか刑事物とか見るのが好きなので、裁判所の席に自分がいるというのがすごくドラマを見てるような世界だったので。事件も、確かに最初はその気がなかったのかもしれないとか思ったりして、すごい理解ができる状況もあったので、そうですね、説明とかも分かりやすく、あまり悩むこともなく事件に向かうことができました。

司会者

ありがとうございます。そうすると、何が争点になって、自分がどんな点に注目して証拠調べをすればいいかという点については、すんなり入ってきたという感じでしたか。

6 番

そうですね。裁判長の方も裁判官の方も、結構進行的にも私たちが理解しやすいように流れを作ってくださいだったので、その場面が想像できたという感じでしたね。だから争点に関しても理解しやすかったです。

司会者

裁判官が説明をしなくても双方の冒頭陳述を聞いて理解できましたか。それとも、裁判官が補充して、こういうことを言っているんです、ここが問題なんですと説明してくれたから分かりやすかったんですか。

6 番

確かに説明を追加してくださったからというのも、もちろんあると思います。

司会者

それでは、罪が成立するかどうかという点について問題となっていた方々

の事案について少しお伺いしたいかなと思いますが、1番の方は、同意があったかなかったかということで問題になっていたようですが、なぜこれが問題になるのか、どういう点に着目すればいいかなどということについて、検察官と弁護人による冒頭陳述で理解できたでしょうか。

1番

はい。そこはすごく私はすっきりと理解ができました。それで、これは複雑な事件でですね、長くなっちゃうんで短く話しますと、犯人というのは20代の人で、かつ、小さな子供がいたんですね。それで殺された女の方は、これも20代の方で、シングルマザーで子供がいらっしやっってね。ですからお母さんがいなくなって子供さん一人になっちゃったわけですけど。更に、その人にボーイフレンドができて、そういうのがですね、いろんな複雑な関係になって、結局、最後はマンションの一室で首を絞めて殺したということなんですけども。そのときに、そこで殺してくれと二度言われたというようなことが生々しく出てたんですけども、でも、そこは密室ですから誰も分からない。ただし、その前の、前日までの犯人と殺された方のいろんなメールのやりとりとか、それから車の中で暴行を受けたりしてて、そういうことを想定すると、それだけすごい痛手を負わせた人に殺してくれというふうにどう考えても言えないというふうに、そこはよく説明がされてましたし、私はよく理解できました。それ以外に納得できないようなところというのはいっぱいありまして、少しよろしいですか。これはものすごく、何というか、人の命を、しかも小さい子供がいる人の命、自分にも子供がいてという状態でもって殺人をしてですね、最終的に、これは後の話になるのかもしれませんが、刑期を決めていくときに、私ら、すごい乱暴なことをして全く罪のない人を殺しておいて、こんなに法律的に被告人の利益だとか言って守られちゃう。でも、殺された方は何もないんですね。これって本当にそうなのかなという疑問がすごく湧きまして、それが庶民感覚といいますか、でもやっぱ

り法律に照らしてきちっとやっていくと、すごく短くなるんですね。これって何なんだろうなと。やっぱり法律があるからなんだろうなと。でも、その法律って本当に正しいのかなと。私個人は、人を殺しておいて保護ばかりされてるといのはですね、やっぱりいろんな権利があってされていくという事は、例えばみんな国民は平等だとか、そういう下で正しいことなのかなというふうにもものすごく感じましたね。それがやっぱり今の、何というのか、裁判員制度の専門家と庶民感覚のギャップじゃないかなというふうに感じました。

司会者

具体的にどうだったのかはちょっと分かりませんが、量刑グラフのことにも通じるお話だと思いますので、後で皆様からも伺うことにしたいと思います。それでは、もう一つ、一番複雑そうだったかなと思った4番、5番の方の事件で、当事者の主張が理解できたかどうかという点について、話を戻しまして、御意見をいただければと思いますが、4番の方、いかがでしたでしょうか。特に責任能力辺りが難しかったと思うんですけども、その主張としてどんなことを言っているのかということについてはいかがでしたか。分かりましたでしょうか。

4番

公判を通じまして、あの被告人はですね、自ら証人の方に質問するようなほど多弁な人でして、自分の考えを繰り返し繰り返し言っていたので、言いたいということは分かったんですけども、果たしてそれが本当に言いたいことかどうかということが分かったかということ、現在でもちょっと疑問が残ります。それを検察官も弁護人も聞こうと質問されてはいるんですけども、何というんですかね、はぐらかすという意図はないんでしょうが、本質的な答えになってなくて、従前の自分の主張を繰り返すと、そういったようなやりとりが多かったものですから、被告人の本当の言いたいことが分かったか

というところ、そこは疑問が残ります。そういう意味で残ります。責任能力のところはですね、鑑定人の方から二人ほど説明があったんですけど、なかなかパワーポイントを用いて丁寧に説明はしていただいたんですが、何分素人でございますので、なかなかそれも、それを理解して量刑ですとか有罪、無罪に反映するということまでは持っていけたかなというところ、それもちょっと自分としては疑問が残ります。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方、いかがでしょうか。

5番

そうですね。先生のお話は、私の方も大まかには言っていることは理解はできるんですけど、専門的な違い、要はどこまでが罪に当たって、どこからが罪にならないぐらいの、その精神的なもののその差というのがすごく難しいというか、分かりにくいなというところもあるとは思いました。そこは評議の中で実際に、そこもちょっと具体的には名前忘れちゃったんですけど、そこに当たらなかったとしても、その傾向であってもそれは責任能力がありますみたいなことであつたので、それはそれだったらというようなことで実際に判断したということはある。あと、すごく長期だったので、内容についてはすごく、先生のこと以外は大体どういような事件でどういったことかということとは分かりやすかったんですけど、ただ、どうしても3週間、4週間経っていくと、前の細かいことを忘れていってしまうので、そのことを振り返らないで、それでまた新しい話を聞いて新しい知識が増えて、また新しいことを聞いてということになると、3週間前はこんなことを言っていたような気がしたけど、それを整理してないけど、もうこのままこの話に入っちゃってるけど、いいのかなというところが、すごく場面場面ではあって、一緒にいた方たちも結構忘れちゃったことも多かったんですけど、そのことを振り返らずに、前回こうこうこういうことでこういう話に

なっていたよねということがなく、また次のことに進んじゃってるということが、本当はもっとそのところを確認してから行ってほしかったというふうな意見もあって。私もそれは本当はちょっと長かったんで思ってるところがありました。どうしても忘れてしまうと、正しいのか正しくないのか分からない、検察官が作ってくれたきれいな資料に、これがそうだったんだな、これが事実だったんだなというように、資料に引っ張られちゃうので、そういうふうには感じました。以上です。

司会者

そういたしますと、評議、審理を進めていくに際して、やはり裁判所の方でもっと工夫をしなければいけないのかなと感じてるんですけれども、どんな工夫をしてくれるといいでしょうか。例えば、毎回、毎日、朝10時から始まっていたかと思いますが、そうすると、例えば早めに集合して、前の日のことを振り返るとか、あるいは、どういう話合いをしたかということについて振り返る時間を作るとか、どんなことをやればいいでしょうか。

5番

今回に関しては途中で中間の評議とかはあったので、そんな毎回毎回ということではなくてもいいと思うんですね。そんなに、先週とか先々週ぐらいのことでそれほど。ただ、中間の評議のときとかで、一旦、もしかしたらその中で、最初のときにこういう話、裁判長も、ちょっとこの間はこうでしたねということはもちろんおっしゃってくれてたんですけれど、ただ、細かいところで、じゃあ、もちろん皆そうですけれど、そう言えば焦げたところはどこだったっけとか、あるいは、何がどのぐらいの量投げてたんだっけとか、そういったことというのは、やっぱり、記録を持って帰ってもいないので忘れてしまって、それを急に思い出したときにどうだったかなみたいなこともあって、それはそれでよかったのか分からないんですけど。ただ、全員が同じ方向に向けないわけだから、そのことを思い出せた人は、ああ、そうだっ

た、そうだった、そうだねということで、その会話と一緒に参加できるんだけど、あのときちょっと実は、ああ、そうだったかなと思って、あまりよく思い出せなかったという人もいらっしやったんですよ。だから、もしかしたらその中間評議のときに、1時間なら1時間ぐらい、最初に今までのところはこれでこうでこういうことがあって、具体的には、ちょっと大変だと思うんですけど、この位置にこうしてあったという今までの振返りを入れて、それで、じゃあ、どうですかということがあっても、入れてなくはなかったんですけど、よかったかなと個人的には思います。ちょっともしかしたら人によっては別に要らなかったと思うかもしれないんですけど、二、三人の方と話したときはそういう意見がありました。

司会者

ありがとうございます。1か月ぐらいにわたる間に半分ぐらい裁判所に来ていただいて審理され、毎日でなくとも大変で、逆にまた十何回も来るということだけでも大変な御苦勞が多かったんだらうなと思いますが。4番の方、その振返り、確認作業については、どんな御感想をお持ちでしたでしょうか。

4番

私自身、裁判員制度に関心がある方だとは思ってはいましたので、今回1か月半で、いろんなお話を聞いて、なるべく忘れないようにというふうにはやってたつもりなんですけども、やはり、何というんでしょう、自分が関心ある事柄と、そうでない実は大事な事柄を、時間が経つにつれて関心がある方だけ印象に残って、関心がないところの大事な事柄が実はあまり認識せずに自分の判断になってしまったようなことがあるのではないかなというふうにはちょっとってはおります。一月半という長い期間を振り返りますと。ただ、振返りにつきましては、ポイントポイントで、できる範囲でやっていただいたかなというふうには思います。

司会者

長くなればなるほど振返りや共通認識を持っていくことの重要性は、裁判所の方としても肝に銘じさせていただきたいなと思います。どんな事実を前提にするかということは本当に共有をしなければいけなくて、ただ、私もこの10年毎回思っていたのは、やはり4番、5番の方がおっしゃるように、自分では当たり前だと思って、こうだろうなと思っているけれども、やはりバックボーンが違う方々が8人、9人と集まると、見方がみんな違って、また気になるところの事実も違って、だからこそ議論に深みが出るのかなと思っていて、そこがやはり裁判員制度のいいところなんだなと毎回感じているところです。なので、そこをもっと生かして、一緒になぜそういう考えを持つのか一人一人の意見を深めてぶつけ合って、そして掘り下げていけたらいいなと思ってはおります。なので、違った意見だなというのを感じてくださってることはすごくうれしいなと思っていて、みんなが同じであれば一人でやっても同じなので、その点もっともっと深く掘り下げていければなと思います。そこで、そのためのまず前提として証拠調べが分かりやすいのかということ、また、適切な証拠、拾っていきたい事実が出ているのかということについても少し伺いたいと思います。もっと知りたいのに証拠がなかったとか、この証拠は多過ぎて無駄なんじゃないとか、そうお感じになったことはありませんでしたでしょうか。2番の方、いかがでしたでしょうか。

2番

すいません。記憶を頼りに話します。証拠の量が多いとか少ないとかはなく、恐らく必要な資料を精選して、裁判官の方が判断するに当たって必要な資料を何か精選してくれて、私たちの場合は、量刑の問題、量刑の量がその話合いの中心というか、罪は認めていて、どのぐらいの量刑を科すかというところが争点だったと記憶してるんです。なので、その判断をするのに当たって必要な材料を、私は問題なく適切な材料で多過ぎず少な過ぎず示していただいたかなというふうに思います。ただ、その中でも、何か話合いをして

いるときに、過去の量刑はこうですというのをグラフやデータで見せていただくことによって、我々というか私たち素人さんが、どのぐらいかな、このぐらいかなと思っていたのが、あっ、そうなんだ、どんなにひどそうなことをしても10年を超えないんだとか、10年を超えるのはこんな例ですとか、1年未満、執行猶予の場合はこうですというお話をされると、やはりその中の枠を出ないように何となくなっちゃったなという。ただ、それはやっぱり今の日本の法律との整合性というのも私たちは分からないので、ああ、そうかと、この中は出ないのねという柵を決められたというか、もちろんそこを出ようというわけじゃないんですけど、そういう基本知識もなかったなというのにも気付かされたところがありました。資料の量としては適切だったんじゃないかなと思います。

司会者

3番の方としては、証拠を見て歴然じゃないかと思われたというお話もあったんですけども、証拠の量としてはどうでしたか。

3番

私の場合は、この犯罪そのものが皆さんに比べると軽微な方で、累犯ではありませんけど、窃盗という比較的軽い方の犯罪だったですから、やっぱり殺人とかそういうのに比べると、証拠の量から言えば、あの程度かなと思います。ただ、先ほども言ったように、1番の方も2番の方もそうですけど、やはり最終的に評議しても量刑ってこの範囲なんですよとなってしまうと、じゃあ我々裁判員が制度として加わった意味は何かなとか、結局量刑を決めてるってことは裁判官とか検事とかそういった法律の方が勝手に決めてるだけじゃないかというふうにもちょっと我々の感情からするとあるんですよ。だから、それに縛られない判決を出していくというのが、本来裁判員制度を導入したきっかけと思ってたんです、私は。だから、先ほどおっしゃったように10年前に裁判員制度ができたときは、私は反対だったんです。一般の

人が裁判に参加すること自体は反対でした。やはり法律のプロでもなければ、そういう人でない一般の人がですよ、量刑を決めて、被告人にそれだけの刑を与えるという重荷を一般の人が何で背負わなくちゃいけないのか。法律を勉強して一生懸命専門でやってる方がそれを覚悟で受けるのに、何の覚悟もない一般の人がなぜそれを受け止めなくちゃいけないのか。そういう考えでちょっと裁判員制度反対だったんですけど、でも、逆を言えば、そういう一般の人の感覚を、今までの量刑というのがあまりにもちょっと、殺人を犯しても15年、20年程度とか、我々側からしてみれば、生活これからやっていく上でもう全てなくしてしまうような犯罪に対しての量刑が甘過ぎるという感覚は私は持ってましたから。そんなんで、ちょっと足かせ付けられてやったような感もちょっとあるんですけどね。

司会者

話は少し飛ぶのですが、やはり皆さんが量刑の感覚のことをおっしゃるので、量刑評議についてお伺いをしようかなと思います。量刑についてどう考えなければいけないのかということについて、裁判官の方から説明があったのではないかなと思うのですが、この説明は覚えてますか。1番の方、いかがですか。

1番

はい。詳しく説明もありましたし、誤解を受けると困るので言っておきますけど、私らのチームというのは、評議を進めていく中で、名前は名乗りませんでしたけど、裁判官も裁判長も非常に丁寧に分かりやすく、かといって強要するようなことは全くなく、それぞれの意見を屈託なく出させて進めていただきました。そういう意味では何のあれもないですね。ただ、今3番の方がおっしゃられたようにね、量刑のところにくると俄然とちょっと現実と違う世界だなという。例えば、これちょっと間違ってたらすいません、細かいことは今覚えてないんですが、たしか弁護人から出てきた求刑は5年前後だ

ったと思うんですね。いろんなことをあれしてそういう刑になってるんですが。ところが、検察官から出てきたのはたしか17年か18年だと思いました。そのぐらいの開きが出てくるんですね。

司会者

多分今のお話しは、弁護人は同意殺人を前提にしてるんで5年なんですね。検察官は殺人を前提としてるから、もっとずっと重い刑を言っているんで、そもそもの法定刑が違うことになってしまってるんですね。

1番

ええ。それはですね、それが何で違うかということも、もちろん全部説明も受けましたし、私らも納得をしたわけですけどね。

司会者

では、行為責任という量刑を考えるについての基本的な考え方や、皆様に示させていただいた量刑グラフをどう見るのかなどということについての説明は理解できましたでしょうか。4番の方、どうでしたか。

4番

行為責任の類型を示していただきまして説明を受けまして、それは分かったというか、だんだん分からなくなってきた気もしますけども、最初は分かったつもりではおりました。あと、量刑のグラフですね。範囲が示されて、この中で低い、中ほど、重いというような説明も確かに分かったんですけども、最後の最後、自分がそれに当てはめるに際しましてですね、ちょっと自分の場合は、やっぱり検察官の求刑よりもちょっと重たいような感覚を持ってたんです。しかしながら、検察官の求刑を超えるという判決は当然ルール上あるんだけども、それ相応の説明が必要ですよという説明も受けまして、それ相応の説明をする能力はちょっと自分にはないなというふうなことで、説明自体はよく理解はできましたけども、ちょっと違和感が残った感があります。

司会者

2番の方はどうでしたか。量刑グラフを見ると、やはり自分の思っていた刑よりも全体が軽かったのに驚いたという、そういう感じがあるんですか。

2番

範囲を示していただかないと私たちは分からないので、それはよかったんですけど、例えば話合い、何日間という中に、例えばこれ意地悪な感じで言うと、私たちの議論が煮詰まったときの最後の最後にそのお話を持ってくると、結局それによってまた変わってしまって、時間のお尻が決まっているので、多分裁判官の方も、いつ提示するのかなというタイムリミットというか、話合いを膨らませ過ぎると、決まりそうだよ、最後にぽん、これが過去の量刑ですってなったときに、時間は絶対に多分裁判官の方も気を遣っていただいて、もちろん押せないから、そういうことを考えていたのかなとかいうふうに思いましたけど。別にそれは必要じゃないということではなくて、それはもちろん私たちにとっては必要な資料だったし、いいんですけど、全然困ってもいないし、問題にはなっていないんですけど、私の中では。でも、それ、多分いつ提示するかによって話の進め方も変わってきたんじゃないかなって思いました。

司会者

6番の方はいつ頃量刑グラフを見ましたか。

6番

何か私たちのチームは、とてもスムーズで、いいタイミングで本当に提示していただけたので、すごくみんな考えやすくて、近いものをみんな思ってたんです。だから結論はとても何かうなずけたし、そうですよねって、みんなそんな感じで。

司会者

それは比較的早い段階で見たんですか。それとも、どちらかと言うと意見

が煮詰まって、この点のやった行為はどんなものだったかとか、やり方はどうだったのかとか、結果はどうだったのかという議論をした後ですか。それとも、もっと前ですか。

6 番

後でしたね。

司会者

皆様のイメージと過去のそういう判断があまりそごがなかったという感じだったんですか。

6 番

そうだと思います。

司会者

私の個人的な感想を言うと、この10年間を見てきて、裁判員裁判が導入されて、やはり裁判も一つの公正なものでなければいけないので、あっちの裁判体でやると何年、こっちの裁判体でやると何か5年も違うということになるといけないというのは当然のことで、その中である程度の基準というかイメージがやはり共有されなければいけないんだろうと思っています。それは裁判の公正さとして当然なんですけれども。裁判官裁判で、私は裁判官になって27年で、25年ぐらいずっと刑事をやっているんですけれども、裁判員をやる前の裁判官だけの裁判のときよりも、裁判員裁判になってからのほうが、許容範囲が広がったかなと思っています。これは多分統計的にも間違いないんだろうなと思っています、大きな山があるとすると、両方に裾野が広がったなと感じていて、やはり酌むべき事情があると、これまで我々が思っていたよりもより酌んでくれるし、やはり非難すべき事情が強いと、より非難が強い。それが両方に振れてるということは、やはり国民の方々の、個々ではなくて全体として、いろいろな考え、バックボーンの人たちがいると広がってくるんだろうなと。その中で、より柔軟な判断ができていくのかなと

いうことで、そこがすごくいいなと思っているんですけども。それでも、どうしてもなかなか、あの量刑に納得できないという感情も出てきているように感じるんですけども、なぜなのでしょう。量刑グラフの裾野が広がってきているし、そこにはもう裁判官裁判の量刑はほぼ入ってないんですが、3番の方、いかがですか。

3番

いや、だから、この裁判員制度を採用して今10年経って、今おっしゃったように裾野が広がってきたというのは、我々は統計的に分かんないんで今聞いて初めて、じゃあ、効果は出てるなという感じはします。だから、確かにね、ああいう量刑というのは過去何十年とか何百年の積み重ねでしょうから、それに沿ってやるというのも分かるんですけど、それを急に変えるということもやはり不可能だということも我々は分かります。だから、この裁判員制度で、やっぱりどうしていくのかというのが、裁判官の方がいろいろ考えて一般の感覚を入れようということなんだろうから、それが徐々に形になって量刑が少しずつ幅が広がってきてるというのを聞いてちょっと安心しました。

司会者

それは多分どの裁判官も同じように感じてるんじゃないかなと思っていて、ただ、なかなか昨日5年であったものがすぐに10年になるというわけにはいかなくて、やはり、法律が改正されたされないということが途中でいろいろあるんですけども、それを含めても、やはり20年前と今では随分量刑の考え方も違ってきているし、性犯罪とかホワイトカラーのものに対して甘いと言われていたのがだんだんと厳しくなってきたりとか、やはり量刑って時代を反映するものでもある。けれども、やはり公平さも重要ということで、その中で皆さんの意見が少しずつ反映されてきてるかなと感じております。ただ、その反映のさせ方について、もっと皆様の意見を取り入れて聞かなければ

ればいけないし、どういう点を強調したり取り入れたりするべきか、また、
どういう考え方はしてはいけないものなのか、単なる感情論ではいけない部
分など、どのように公平さと適正さを保っていくかというのが、我々が評議
の司会進行に関わる中で毎回悩むところなんです。何かこういうやり方はよ
かったなというところがもしあったら教えていただきたいし、こういうやり
方はよくないなというのがあれば教えていただけるとありがたいなと思うん
ですけれども。

3番

ちょっと質問したいんですけど、犯罪者の中に、やはり更生させるという
目的も確かにあって、それを含めて論告、求刑とか何かするんでしょうけど、
被害者の方に対しては裁判所はどのようなことをカバーしてくれるんですか。
加害者は更生とかいろんな施設なりあったりとかしますけど、被害者の方
に対して裁判所はどのような形ができるんでしょうかね。そういうケースはあり
ますか。

司会者

それは、量刑の中でどういう考慮をするかというのではなくて、裁判所が
主体的に何か働き掛けることがあるかと、そういうことですか。

3番

そうです。

司会者

裁判所自身は、裁判において被害者の方々の意見を取り入れるということ
で、被害者の参加制度というものがあります。皆様の中にも御経験があった
かもしれませんが、直接に被害者の方又は被害者の方に付添人の弁護
士が付かれるなどして意見を述べ、量刑を決める中で取り入れていくとい
うものは裁判の制度として整っています。刑事訴訟が終わってからですと、損
害賠償の制度があります。かつては刑事訴訟は被告人の刑が決まればそこで

終わり、後は民事訴訟で損害賠償請求してくださいというものだったものが、今は刑事訴訟の証拠を利用して、損害賠償請求の手続を刑事訴訟を担当した裁判官が行うということで短期間でできるような制度は整っております。

3 番

それは被害者に対してのアプローチみたいなものはあるんですか。例えば、今そういう制度があるというところまで案内していってくれるというような、案内というか、そういう動きはあるんですかね。

河原検察官

検察官の方で被害者の方に事情聴取したりとかしますので、そういったところで被害者の方に、被害者参加制度とか制度があることは御説明をし、そういったものの御利用を考えられるかというようなことの意味を確認して、そういったものに参加されたいということであれば、手続にのっとって裁判所の方に、例えば被害者参加であれば、許可してもらってやっていくということになりますけど、そういう手続には乗せてますので。御質問のお答えからすると、アプローチは検察官の方でしたり、その場ですぐには決められないとか、いろんな被害者の方を保護する制度というのはたくさんございますので、そういったところは法テラスとか被害者の方々への御支援なんかの紹介とかもしてますので、そういういろんなところに聞いてみると、どういう制度があるか分かりますよ、今度行ってみたらどうですかというようなことでリーフレットを渡すとか、そういうふうなことはしております。

1 番

よろしいですか。

司会者

はい、どうぞ。

1 番

さっきの量刑のところちょっと戻るんですけど、何かないかという話な

んですけど、例えば、私ら民間の会社で見れば、ただ裁判ですからそういう評議の中の情報を裁判所の外に出すという話じゃないんですが、あくまでも裁判所の中での話ですが、民間の会社であれば、イメージとか何か印象とかじゃなくて、実際に数値データがあるわけですよ。裁判官が求めた量刑に対して裁判員が求めた量刑というのがデータとしてはっきり数値であるはずなんですよ。残ってると思うんですよ。そういうものをきちっと分析すれば、そのギャップってどこから出てるんだらうということが、何らかの手がかりになるんじゃないですかね。そこを詰めていけば、今の、それはさっき言ったようにイメージとか印象とかじゃなくて、数字のデータがあるわけですからものすごく強いと思うんですよ。簡単に。法的なことがあるのかもしれないですが、私はちょっとそこは分かりませんが。

司会者

多分そのようなデータはありません。なぜかという、その点は評議の秘密なので、評議体以外は誰も知らないからです。なので、裁判員が何年と言、裁判官が何年と言ったというデータは裁判所の中には残ってないはずですよ。

1 番

すいません。今の法制度で、そういうものは残ってはいけないのかもしれませんが。それは私はちょっと素人で分からないんですけど、だとすれば、そういうものをやっぱりきちっと改善して、法的にも変えて、裁判所の中で限られた中でもってそういうものをデータを取っていくと。それでそのギャップが何なのか、そこを是正していくというような、少なくともそういう何か動きをしていただけると、我々が抱えてるようなもやもやとした部分というのは、この10年先か20年先かは分かりませんが、何か解消の手がかりになるんじゃないかなという気がしたもんですから申し上げました。

司会者

どうもありがとうございました。他に何か量刑を決めるときにこんな点が参考にできたらいいなというもの、何か印象がありましたらお話しいただければと思いますが。逆に弁護人や検察官がこういう刑がふさわしいのではないかと言ったことについて、その考え方についてはいかがでしょうか。納得できるものはありましたでしょうか。それとも、やはりそれも分からないなというようなところがあったのでしょうか。それは3番の方、どうでしたか。

3番

私の場合は先ほども言ったように軽犯罪なんで、弁護人と検察官のやりとりは、非常に、何と言ったらいいのか、言い方悪いんですけど、何も得ることないなという、お互いの結局弁護するのと犯罪を立証するという立場の人が、ビデオテープとかもあったんで、あまりやりとりしてても何かとんちんかんな部分が多々ありましたけどね。だけど、評議は裁判官も交えて、それでも我々は事細かく丁寧に一つ一つ潰して行って、やっていったというのは印象に残ってますけど。

司会者

話があちらこちらに飛んでしまっって申し訳ないんですけども、少し当事者の方から意見を伺いたいと希望があったのですが、1番の方の事件は不倫相手の被害者を殺してしまったという事案で、そこに至る経緯などについて双方のLINEのやりとりが証拠に出ていたようです。一つはどんな形でLINEを調べたのか、そのLINEの調べ方は適切だったのか、必要性、有効性の問題と、取調べ方法の問題とがあると思うんですけども、その2点についていかがでしたでしょうか。

1番

膨大なLINEのやりとりが実は出てきました。ただ、今思い出してみると、それがどうして出てきたのかな、どういう形で入手されたのかなとかというのは、話があったのかどうかちょっと今記憶がないんですけども。ただ、

やっぱり検察官からきちんとした証拠として、その中の重要な部分が2人の若しくは3人のやりとりという形で文字で出てきてるわけですから、それは私はすごい、見えないところでのやりとりも見えるわけですから、証拠になったというふうに思ってます。

司会者

相当の量というのはどのぐらいあったんですか。

1番

ちょっと量を言うのは難しいんですけど、どうでしょう。裁判で出てきた量だけでも、A4にしたら数十ページか何か出てきたと思いますけどね。ただ、すごく私ら裁判員にとって分かりやすかったのは、やっぱりその殺害をした現場というのは、密室なんですよ、マンションの。誰もいない、一人、二人なわけです。一人の方はもう亡くなってるので、一方の言い分しか分からないわけですよ。そういうときに、その前後とか何かのやりとりを含めて、亡くなられた方のLINEもありましたし、そういう部分では非常に何というか、明確な証拠じゃないかなというふうに思いました。そういうのがありながら、どうして弁護人はそういうことを、冒頭に言ったような軽い刑でくるのかなというのは、ちょっと私らには理解できなかったですね。

司会者

証拠調べの仕方をどうするかなど事前の話合いはどんな感じだったんでしょうか。辻検察官、いかがですか。

辻検察官

2点ですね。まず、少しLINEの量が多くなってしまった点の理由につきまして、ごく簡単にですけども、同意殺、同意が争われる一つの理由として、もう誰か殺してくれないかなというようなLINEが女性の方からあったと。これ文字だけ、字面だけ見ますと、誰か殺してほしいと思ってる人の

発言ということになりますけども、検察官としては、その文字どおり解釈してはいけないんだと、この二人の関係の中で読むと、それはそういうメッセージではなくて、もう関わらないでくださいという彼女なりのメッセージなんだという主張でございました。その二人の関わりを見ていただくためには、このかなり根っこの部分から掘り起こさなければいけないというふうに判断いたしまして、少しちょっと量が多くなって、恐らく読み上げでも二、三十分かかったと思うんですが、証拠請求いたしました。なるべく眠たくならないようにですね、集中して聞いていただくということで、男女のLINEのやりとりでしたので、二つ目の証拠調べの方法といたしまして、私と共同立会しておりました後輩の男性の検察官と女性の検察官にそれぞれ役割をやらせてもらって、掛け合いのような形で朗読をしたという工夫をいたしました。

1 番

今の掛け合いでやられて、一人が延々と読むんじゃないで、相手と二人の役割で掛け合いでやられたんですね。それはすごくよかったですね。分かりやすかったです。

司会者

一つの取調べの工夫ということで参考になるかなと思います。弁護士の方から何か御質問はありますか。

芝崎弁護士

弁護士の芝崎です。多分1番の方の事件と4番、5番の方の事件だと思いますが、専門家の尋問について少し御質問を差し上げたいと思います。その他の事件で漏れがあったら申し訳ないですけど。先ほど4番、5番の方のところ専門家尋問が、端的に言えば分かりづらかったというような御感想を述べてらっしゃいましたけれども、どの辺りに理解の困難さ、ハードルがあったのか、この辺りを改善してもらえればもっと聞きやすかったんじゃないか、理解しやすかったんじゃないかというところがあれば、是非教えていた

だきたいと思います。あと、最近、一般的には検察官が専門家尋問をする場合にはプレゼンテーションを最初にやる場合が多いと思います。多いと思いますが、皆さん固有の事件しかやってませんが、そのプレゼンの分かりやすさがどうだったのかという点についても伺えればと思っています。

司会者

先ほども4番の方からお話をいただいたんですけども、5番の方、いかがですか。二つの点があって、尋問が分かりやすかったかどうかということ、プレゼン方式がどうかということでしたけれども、いかがでしょうか。

5番

パワーポイントを使ってお話ししていただいたので、流れは分かりやすかったんですけど、内容がすごく、精神的なことで、はっきりとした結論を言わず、結局、先生としての見解としてはこういうようなことだと思うけれど、でもそれは、要は自分の意見としてそう思ってるわけであって、それが絶対ではないみたいな言い方の表現が記憶の中で非常に多かったのですが、私からすると、やっぱり専門の医師の方がそこまではっきりと、要は個人的にはそう思うけど、ちょっと言い方は悪いんですけど、自分はこういう感じだと思って判定しますが、判断は他の人たちに任せますよというような感じの御意見だったので、じゃあ、どうなんだよというようなところがもやもや感があったのと、あと、内容が、聞いたことないような用語で専門的な用語が多かったので、ちょっとそここのところの理解が、後からちょっと補足はしていただいてあれだったんですけど、聞いたときには分かりにくいなという印象がありました。流れが分からなかったというよりも、その用語用語の専門性と、あと、はっきりと言いきらないような感じの言い回しとといいますか、そういったのがありました。

司会者

言い回しの点の判断のところは、法的な評価に対することだったんですか。それとも、診断に対することだったんでしょうか。

5 番

私の個人的な感想からいくと、自分の診断としてはそのように思っていますが、これは、という先生の見解の中で、ただ、それを決定打として使っていいかということについては裁判所の方の判断に任せるといふふうに聞こえました。なので、結局その傾向でしか私としては判断がちょっと非常に難しいケースなので、そういうような傾向が見られるといふふうにしか判断が捉えられないので、結論はそちらの方で任せますといふような言い方だといふふうに感じました。

司会者

4 番の方、どうでしたか。

4 番

判決文にも書いてあるんですけども、被告人の精神障害の内容についての鑑定医の診断を採用するかどうか裁判体に聞かれましてもというか、私に聞かれましてもですね、なかなかこれは判断に窮するなというところがございます。裁判体としてはこれを、鑑定は採用したわけで、それをあとは情状酌量でどう判断するかというふうなことで、これまた難しいわけで、これがどれだけ求刑から減らすかとかですね、1 年なのか半年なのかという判断もなかなかこれはつきかねるわけで、そういった意味で二つの面で今回この精神鑑定への対応というのは非常に難しかったかなというふうに思います。

司会者

鑑定の中でも最も診断も難しい、お医者さんもいろいろな基準があるんですけども。その基準に当てはまるからそうかどうかという、その障害になるのかならないのかという診断も、あくまでも診断ですといふところでしょうか。それを基に更に法的な評価をするのは我々の仕事ではあるんですけども

ども、そこも難しかったという印象でしょうか。言葉が分かりづらいということについて、その言葉の定義ですが、今回、精神障害に関するいろんな言葉が出てきたと思うんですけども、そういう言葉について、そのときに初めて聞かれて理解せざるを得ない、しなければいけないということで、証人の方もそれをこういうものと説明はしてくれているはずなんですけれども、やはりそれではなかなか専門的なものは理解しづらかったでしょうか。4番の方、どうでしょうか。

4番

自分に置き換えるということがなかなか難しいですね。他の証言ですと自分の経験に照らしてということがあるんですけども、なかなか精神的な話は自分と置き換えづらいなというところで難しいというふうに思いました。

司会者

他に、検察官の方から何か御質問ございますか。

河原検察官

検察官が出す証拠というところのお話なんですけれども、裁判員の方は通常、皆さん、刑事事件とかいろんな事件ということには接しないわけで、それが裁判員ということで、いろいろな、さまざまな事件に接されると。特に、お亡くなりになってる方がいらっしゃるような事件の場合なんかは、やっぱりあまりにも通常の生活とギャップが違うところで、割と、えっ、こんなものという、いろいろショックを受けられることもあるかもしれないんですが、そういう中でもやはり必要な証拠というのは出していかなきゃいけないということで、いろいろと吟味しつつも出しているというのが検察官なわけなんです。例えば今回の殺人の事件なんかで、人を殺すなんてドラマじゃないとないような中で、電気コードでしたでしょうか、そういった凶器で殺害をするということで、凶器とかがどんなふうな感じで形で証拠になっていたか私も分からないのですが、例えばこれが刃物であったりとか、いろんな凶器

ってあると思うんですが、そういったものなんかが、仮にということなんですけれども、出てきたときとか、今回はコード、どんな形で出てきたかもお聞かせいただければと思うんですが、そういったものをご覧になってどんなふうを受け止められたか、あるいはそれが、出てきた証拠が事実認定や量刑認定のときに反映されたか。もしもこの凶器とかが、もっと物があつたときに、それはどんなふうにお感じになるだろうかというようなところをちょっと教えていただければと思います。

1 番

今回、電気コードで首を絞めて、その絞めた後の跡が証拠として写真で明快に出てきました。それはうっ血したような状態で、そういうのがどういうことのできるのかというのは専門家の先生が証人として出て詳しく説明をしてくれました。どのぐらい絞めたかとか、そういうふうなことですけど。それ以外に凶器らしいものはたしかなかったと思うんですね。私が最初に想像してたのは、もっと死体がですね、生々しく、その現場が出てくるのかなとか、そういうことを想定してました。ですから、私個人としては何かあんまりこう、何といいますか、残酷な状態というのは出てないな、足りないなとか、そういうふうな印象を受けました。

司会者

幸いにしてあまりけがが重いという感じはなかったんですけれども、けがの写真を見て、このぐらいなら心理的な負担はなかったというようなことはございましたでしょうか。3番の方は1週間だからそんな傷の状況はなかったですか。

3 番

幸い大けがに至らなかったというのは救いなんですけど、万が一、かなり重体になってた可能性もあるし、被害がなかったと言っても、被害者の方は当日何かの試験で、1年に1回の試験で、それに行くために、どうも途中だ

ったらしいんですよ。それに行けなかったらまた1年棒に振るというふうな、そういうふうな見えない被害もありましたから。だから、なかったから幸いだという部分も若干あったような気がします。

司会者

6番の方もあまり生々しいものではなかったんですか。

6番

はい。もう既にそういう写真は写してない状態だったので、その点はよかったですと思います。そういう写真が出てくることはちょっとショックなので、ありがたかったです。

司会者

検察官、よろしいですか。それでは、長い間いろいろと御意見ありがとうございました。最後になりますが、これから裁判員になろうとしている人、また、なるかもしれない人たちに対して、お伝えしたいことがあれば、そういう人たち向けのメッセージと、法曹三者、我々に対してこういうふうにしてほしい、こういうふうにするべきではないかという御意見がございましたら、最後皆様に伺えればなと思います。順番に1番の方からどうぞ。

1番

私は冒頭に言いましたけど、この制度というのはすばらしい制度だというふうに思ってます。ただ、そういうふうに私自身が実際やって感じたことと、世間一般で受け止められているところに大きな開きがあるように思うんですね。それは、できればやりたくないという人が圧倒的に多いとかですね、そういう報道資料を時々見ますけども。だから、そこはやっぱりきちっと、何といいますか、そのメリットといいますか、その価値といいますかね、そういうものをやっぱり伝えていく努力がこれから要るんじゃないかなと。例えば、私は分かりませんが、学生、特に義務教育の子供たちにどういうふうに教えているのかですね、こういう制度を。教えてないのか。やっぱりそう

いうことを長くやっていかないと、ただ表面的に、残酷が嫌だとか時間が取れないとか忙しいとかというようなことだけで済まされている、その裏にある価値というか、そこで得られるもの、これをやっぱりきちっと教えていくということとか伝えていくということが必要なんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

司会者

ありがとうございました。裁判所も出前講義というものがございまして、中学校や高校、大学、また、いろいろな団体の方々に、御依頼があれば裁判官が出向いて行って、模擬裁判をしたり講義をしたりお話をしたり座談会をしたりということをやっております。私もここに来る前の地では、その地の大学の憲法の授業に出前講義として参加させていただいたり、高校生と体育館でみんなでいろいろな話合いをしたり、模擬裁判をしたりとかしてきましたので、是非そういう機会をいただければと思います。御用命があれば言っただけければと思います。またそういうことの努力を続けていきたいと思えます。では、2番の方、どうぞ。

2番

私は、裁判員裁判とかそういうのにあまり興味がなくて、くじを引いたら当たっちゃった的な感じなので、一番意欲はないのかもしれないんですけど、意欲がないのが当たり前というか、一般の人は面倒くさいって思って、まさか抽選に当たっちゃった、そしてこの場にも私、何分の何で当たったのか後で知りたいなというぐらい、もしかして6分の6なのかしらぐらいな勢いで、私何でこんなに当たるんですかねって上司に言ったら、すごい確率だから宝くじを買えと言われて、来たんですけども。やっぱりどうしても最後に気付くのは、こういうところに来る人は、やっぱり知識や意欲や経験や申したいことがあって来る人ばかりで、そういう中でそれが判決の一部に少しでもなってしまうということが、やっぱりちょっと恐ろしくもあり、責任もあり、

何か自分の生活以上のどきどき感がここにあるので、この制度が始まって10年で、この後、年々希望する人が減っているというふうには伺っているんですが、どうやったら、嫌だなと思ってる人が、じゃ、強制的に参加すればいいのかとか、そしたらまさかの徴兵制みたいになってしまうし、普通の人の普通の感覚ってどこなんだろうなというのを改めて考えさせられました。私の率直な意見としては、やっぱり仕事があるので、毎日朝から1日というよりは、やはり午後から、2時からとかでやる方が、少し職場に顔出してからこういうところにも来れるなというふうには思いました。ただ、いろいろ気を遣っていただいたり、お昼の注文を取っていただいたり、冷蔵庫使っているですよ、夏の暑いときだったのでとても助かりました。飲み物も出していただいたり、すごい幸せな環境だなと思いましたんで、そういったすごく気を配っていただいてここまでやっていただいているんだったら、何かこう、ちょっと、私は関係ないとは言ってはいけないのかなとは思いますが、かといってどうすることもできないなというふうに率直には思います。ありがとうございました。

司会者

では、3番の方、どうぞ。

3番

私も、そうですね、定年でもうずっと何年もぶらぶらしてたりして、暇だったから出れたというのは正直なところありますね。ですから、裁判に携わってる方はこれが職業ですから当たり前だと思うような感じでも、一般の我々というのはやはり何かを、仕事なり家事なり家庭を犠牲にして出てこなくちゃいけないというのが今の裁判員制度なんですけど、それを今2番の方がおっしゃったようにね、午前だけやるとか午後だけやるとか、何かそういうふうな工夫も今後必要じゃないかなと思います。まだまだやっぱり出やすいような環境を裁判所の方で考えていってくれないと、我々はもう要望しき

れないですから、常に初めての人が集まってくるわけですから。だからやっぱり、その集まってくる人たちの生活の基盤ももう少し配慮してあげると、もっといろんな人が参加できて、いろんな意見が出てきて、だからまた裾野が広がっていくんじゃないかなと思います。

司会者

では、4番の方、どうぞ。

4番

私も会社員なんですけども、結構長い間会社を休んだんですが、一応会社の方も公務という認識があったわけですし、そういうことが多くの社会ですね、会社で多く広がっていけば、当たった人もやりやすいのではないかなというふうには思います。あとは、ちょっと私の事例ですけども、今回の被告人がですね、判決文に書いてますけども、病院の職員らに報復の可能性をほめかすような発言がありまして、そういうことが我々にも及ばないのかなという、ちょっと、毎日考えてるわけではありませんが、ちょっと不安がないわけでもない。それで悩んでるわけではないですけども、ちょっとした心配はやっぱり残ったかなというふうな感想は持っております。あとは、補充裁判員の方が最後判決のときに段の上から傍聴席に座ってくださいという案内があったんですけども、それもですね、ちょっと今回こういった被告人なので、周りの方もどういうふうに見てるのか分かりませんので、その人たちと同じ傍聴席に座るとするのは、ちょっとどうかなというふうな感想を持ちました。以上です。

司会者

では、5番の方、どうぞ。

5番

出席した裁判員裁判の感想は最初に申し上げたとおり、印象も、すごくいろいろと気を遣っていただいて、期間中も配慮いただいたので、印象として

は参加して本当によかったなと思います。要望として挙げるとすると、やはり長期だったんで、私も会社員ですけれど、会社の方で申請をすれば、それは休みは大丈夫だったんですけど、ただ、裁判員に選ばれるか選ばれないかということの決まる日とそのスタートの日がすごく短かったんで、決まるか決まらないかが3日ぐらい前だったんで、ちょっとそうなると、決まるんだったらもうすぐにいいんですけど、どっちなのか分からない、ただ抽選だといったところで、こんなに抽選人いるんだったら私は決まらないかもしれないけど、会社に、どっちつかずみたいなところがあったのが、ちょっと難しかったかなと思いました。また、そうですね、これから皆様にもしお願いをするとしたら、さっきから意見もあったと思うんですけど、うちのチームの中で裁判長が、私が思ったからだと思うんですけど、やはり被害者の方にもっとこれからは本当はちょっと考えたり寄れるようなことがあればいいんですけどねということをおっしゃっていたことがあって、覚えてらっしゃるか分からないんですけど、私はすごく、ああ、そうだな、本当だなと思って、それで参加してよかったなと思ったんですね。だから、やっぱり毎日毎日の仕事の中で同じことを繰り返されてるから、どうしても分かったつもりでいらっしゃると思うんですけど、でも、どうしても被告人の方の生い立ちとか、被告人の生活とか、被告人がどんな人だったのかということばかり、やっぱりこの裁判の制度で考えてると、その人にとってよりよくしてあげようというような気持ちはあるけど、被害者の人に対しては、その人がもしかしたらもっとひどい生い立ちだったかもしれないけど、もちろん検察官の方で聞いているんだろうけど、そういったところにやっぱり寄らなくて、どうしても被告人の人の方の気持ちの方を話し合ってることが多くなっちゃうから、被害者の方の方にもう少し寄れるといいのかなということはずごく感じました。ただ、こんなことを言うのも何かちょっとひどいんですけど、法は平等じゃなくて、公平であろうとはするけれど、誰にでも平等じゃないというの

を身にしみて感じてるので、社会的に弱いとか、精神的に弱いとか、そういう人に対して、やっぱり法律というのはどうしてもそういうことである程度判断しなきゃいけないということがあるということ、自分も実感があったし、今回の裁判の中でも感じる場所が多かったので、そこにあまり、そうしたい、そうであってほしいなどは思いますけど、難しいのかなと思うところもあると思います。ただ、すごく貴重な経験をさせていただいたので、今後こういった制度に参加していく方が増えればよいなどは思っています。すいません、以上です。

司会者

では、最後となりますが、6番の方、どうぞ。

6番

還暦を過ぎて、子育てを終え、両親の介護を終えて、ちょうど時間ができたときに、くじに当てていただいたようなんです。それで今回も、自分の抽選力というものはどのぐらいのものかということちょっとエントリーさせていただいたら、ありがたいことにこの場に来ることができました。そして、裁判長と裁判官の方三人が本当に気を遣ってくださって、毎日毎日他の方たちのこともいろいろ考えてくださって接してくださったことに本当に感謝しております。この出会いは人生の宝だと思っております。ありがとうございました。そして、これからの自分の役割として、すぐ辞退したいと言う人が多いんですね、友達とか。でも、そういう方たちに私の経験したことを話して、嫌なことばかりじゃなくて、とてもいい経験になるから、是非当たったら行くようにしてねって、そうやって伝えております。ありがとうございました。失礼します。

司会者

ありがとうございました。時間が過ぎてしましまして、申し訳ございませんでした。いろいろと参考になる御意見、ありがとうございました。これか

ら、いただいた御意見を参考にして、よりよい裁判ができるように裁判員制度を進めていけるよう努力したいと思います。今日は本当にありがとうございました。いろいろと不手際も多く、なかなかスムーズな進行ができませんで申し訳ございませんでしたが、これで意見交換会を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

以 上